2.　経済的な負担を減らしたい

このページは、
会社員や公務員の方向けの制度です。

(1) 傷病手当金
（会社を休んで療養する場合の生活費支援）

会社員や公務員などが、病気などで働けなくなったときに、生活を支えてくれる制度です。健康保険、共済組合に加入しているご本人が、給料がもらえない場合などに、ある程度の収入が保障されます。

すでに退職してしまった人でも、当時加入していた保険から、さかのぼって傷病手当金を受けられます。ただし、１年以上その保険に加入していたことなどが条件になります。

覚えておくとよいこと

① 支給期間は休職４日目から１年６ヵ月間です。
② 担当医師の証明、事業主（会社）の証明が必要になります。
③ 会社を辞める前に、加入している医療保険窓口に相談しましょう。

問い合わせ先　加入している各医療保険の窓口
（P59をご参照ください。）

対象となる人	健康保険、共済組合、船員保険に加入しているご本人
対象の条件	(1) 病気のために仕事ができない状態 (2) 3日以上連続して欠勤している (3) 給与が支払われない 給料をもらっていても、その額が傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額が支払われます。

このページは、
ひとり親家庭や小児向けの制度です。

(2)ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭（母子及び父子家庭等）の医療費の負担を軽減し、ひとり親家庭の福祉の増進を図ることを目的とする制度です。保険適用の自己負担額が助成されます。入院時の食事代、差額ベッド代などは対象になりません。

覚えておくとよいこと

① この制度での「児童」とは 18 歳未満の子どもで、18 歳に達した日の属する年度の末日までです。

② 事前に申請が必要です。

問い合わせ先　各市町村の児童家庭課など
（P54をご参照ください。）

対象となる人	健康保険、共済組合、船員保険に加入しているご本人

(3)小児慢性特定疾患医療費助成制度

がんを含む小児慢性特定疾患の治療にかかった費用のうち、世帯の所得税額に応じて支払う自己負担金額を超えた部分を助成する制度です。

覚えておくとよいこと

対象となるか、かかりつけの医師に相談しましょう。

問い合わせ先　県内の各福祉保健所（P56をご参照ください。）

対象となる人	18歳未満の児童（引き続き治療が必要であると認められる場合は20歳まで）
対象の条件	生計の中心者の所得に応じた月額負担があります。

生活が困窮した方向けの制度です（P50 ～ P51）

(4) 一部負担金の減免制度

災害や失業などにより生活が苦しく、医療費の負担が困難な方に、所定の審査を経たうえで一部負担金（ただし自己負担限度額内）の減額または免除をする制度です。申請は、患者自身で行う必要があります。

減額または免除された一部負担金は、加入している医療保険者から支払われます。

問い合わせ先　加入している各医療保険組合の窓口
（P59をご参照ください。）

(5) 生活保護

病気や失業、老齢などの理由で、生活費や医療費などに困る場合があります。家族の収入が国の定める基準以下のとき、状況に応じて「健康で文化的な最低限度の生活」ができるように、その足りないところを補い、自分の力や他の方法で生活できるよう手助けする制度です。

あらゆる手段を尽くしても、それでも生活の目途が立たないときに、初めて適用されます。保護の申請は、ご本人のほか、同居のご家族・親子・兄弟などができます。

保護の種類には、日常生活に必要な費用については生活扶助、医療については医療扶助、介護サービスについては介護扶助などがあります。

覚えておくとよいこと

① 決定までに 14 日～ 30 日かかります。

② 決定したら、必要な全ての書類を揃えて提出した日にさかのぼって、支援を受けられます。それ以前の時期は適用外ですので、申請を希望する場合は、早めに相談に行くことをおすすめします。

問い合わせ先　各市町村の福祉相談窓口や福祉事務所
（P54をご参照ください。）

（６）生活福祉資金貸付制度

収入が少ない世帯に、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となったときに、生活福祉資金を貸し付ける制度です。

用途別に、貸付資金枠や限度額が設けられています。貸付利率は年3%ですが、療養費や介護費などについては無利子です。

対象となる人	低所得世帯、高齢者世帯で他からの融資が困難な世帯

問い合わせ先　お住まいの民生委員、各市町村の社会福祉協議会（P55をご参照ください。）